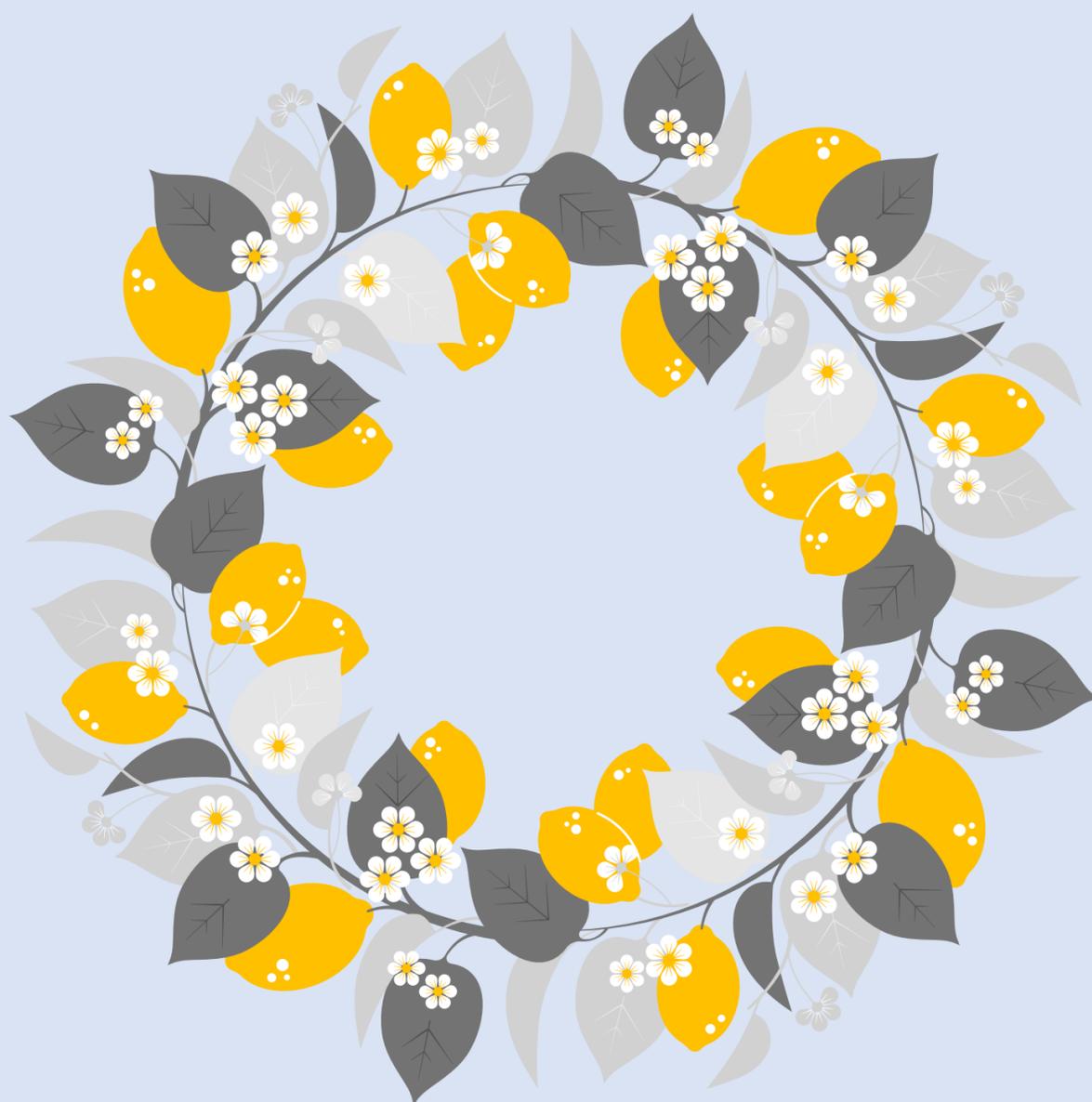


【未定稿】

医療的ケアが必要なお子さんのための 支援ガイドブック(案)

～芦屋市版～



この支援ガイドブックは、医療が必要なお子さんとその保護者、支援関係者のために、相談窓口や支援制度をご紹介します。医療的ケアがあっても安心して暮らすことができるようお役に立てると幸いです。

医療費・手当制度(一部抜粋)

【未定稿】

事業名	対象・内容	学 齢 前	学 齢 後	18 歳 ～	連絡先
小児慢性特定疾患医療費助成	小児慢性特定疾患にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。				芦屋健康福祉事務所 TEL:32-0707
乳幼児等・こども医療費助成	健康保険が適用される医療費について、自己負担金の全部又は一部を助成する制度です。0歳から小学校3年生までは「乳幼児等医療費助成制度」、小学校4年生から高校生相当の方までは「こども医療費助成制度」になります。				芦屋市こども福祉部福祉室 地域福祉課・福祉医療係 TEL:38-2076
障がい者医療費助成制度	対象の障がい者手帳をお持ちの方で、健康保険が適用される医療費について自己負担金の一部を助成。中学校3年生までは、乳幼児等・こども医療費助成制度が適用され、高校生相当の方は所得の状況に応じて「乳幼児等・こども医療費助成制度」かどちらかが適用されます。				芦屋市こども福祉部福祉室 地域福祉課・福祉医療係 TEL:38-2076
難病医療費助成	指定難病について、治療方法の確立等に資するため、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の一部を助成します。				芦屋健康福祉事務所 TEL:26-8152
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した子(未熟児)で、指定医療機関において医師が入院養育を必要と認めた方に入院医療費の給付を行います。				こども家庭・保健センター TEL:31-0611
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で身体に障がいがあり、確実に治療効果が期待できる手術などの医療を受ける方が対象。指定医療機関において医療保険を使った治療費の自己負担額を助成します。				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
自立支援医療(精神通院医療)	てんかん等に関して、通院による医療を継続的に要する場合病状の場合、医療費の一部を公費で負担します。				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
重度心身障害者(児)介護手当	居宅で6か月以上寝たきりの状態にある重度障がい児または知的障がい児を家庭で介護している方に、一定額の手当てを支給します。 【支給月 2月】				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいをするため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。 【支給月 2月・5月・8月・11月】				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
特別児童扶養手当	20歳未満の身体又は精神に重度又は中度の障がいをする方の増進を目的に保護者に支給されます。 【支給月 4月・8月・11月】				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
補装具の交付・修理 日常生活用具の給付	障がい者手帳・小児慢性特定疾病医療費受給者証・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方の日常生活の利便をはかるため用具を給付されます。				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043
障がい者手帳	障がいにより、生活に困難が生じている人が、相談・助言・療育・サービス等を受けるためのものです。身体障害者手帳(1級～6級)、療育手帳(A・B1・B2)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)があります。				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 TEL:38-2043

医療について

訪問診療

外来通院が困難で長期の療養を必要とする方に対し、医師が定期的に自宅を訪問し、診察、薬の処方、予防接種、療養上の相談等を行います。24時間対応の電話相談や臨時の訪問も行う機関もあります。



訪問看護

医師が必要と認めた方に、看護師が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、お子さんの病状の観察や体調の確認、医療的ケアなど、相談等を行います。

訪問リハビリ

医師が必要と認めた方に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職が訪問し、主治医の指示のもと、お子さんの発達を促すためのリハビリテーションを行います。

訪問リハビリ(理学療法:PT)

身体を動かす、寝返る、座る、這う、歩くなどのトレーニングをします。また、呼吸ケアや循環改善のリハビリテーションも行います。

訪問リハビリ(作業療法:OT)

運動機能のトレーニングに加え、食事や排泄、着替えや整容(顔を拭く、歯を磨く)等にかかる、活動の工夫や練習も行います。意思伝達装置の調整や操作練習を行うこともあります。

訪問リハビリ(言語療法:ST)

食べる、飲むといった摂食嚥下機能、言語を理解する、話すといった言語機能、文字や絵カードを使った意味の理解やタブレットと用いた代替コミュニケーションのトレーニングを行います。

福祉サービスについて

児童発達支援事業

就学前で発達に支援の必要な児童に足して、日常生活上の動作の指導等を行います。

放課後等デイサービス事業

就学※している児童に対して生活能力向上のための訓練を行います。

保育所等訪問支援事業

通っている学校園に訪問し、集団生活に適應できるようにサポートします。

*学校教育補第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)



障がい福祉サービスや訪問看護の利用方法についてご説明いたします。
まずはご相談下さい。



短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合など、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を行います。

相談先

芦屋市医療的ケア児等コーディネーター
芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階
月～金曜 午前9時～午後5時 ☎0797-32-7530

医療的ケア児等コーディネーター

保育所・認定こども園(保育所部)について

保育所	保護者が就労又は病気等の理由で、保育を必要とするこどもを預かる事を目的とする児童福祉施設です。	ほいく課入所係 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎0797-38-2128
認定こども園(保育所部)	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
小規模保育事業所	定員が19人以下の少人数の環境で、0～2歳児を対象に保育をする施設です。	



市立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)について

市立幼稚園	市立幼稚園では、4歳児と5歳児の2年保育を実施しています。幼稚園には園区の指定がありませんので、どの園にでも申し込みが可能です。 ※岩園幼稚園では、3歳児保育を実施しています。	教育委員会管理課 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎0797-38-2085
認定こども園(幼稚園部)	保護者の就労の有無等に関わらず、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。3歳児から5歳児までの3年保育と毎日の給食提供を実施しています。	ほいく課入所係 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎0797-38-2128



(注)は、市立幼稚園、認定こども園(幼稚園部)及び子ども・子育て支援新制度の対象となる私立幼稚園における入園手続きに関する項目です。
※具体的な日程等は園により異なります。詳しくは各園にご確認ください。

看護師配置や加配教員・支援員配置について

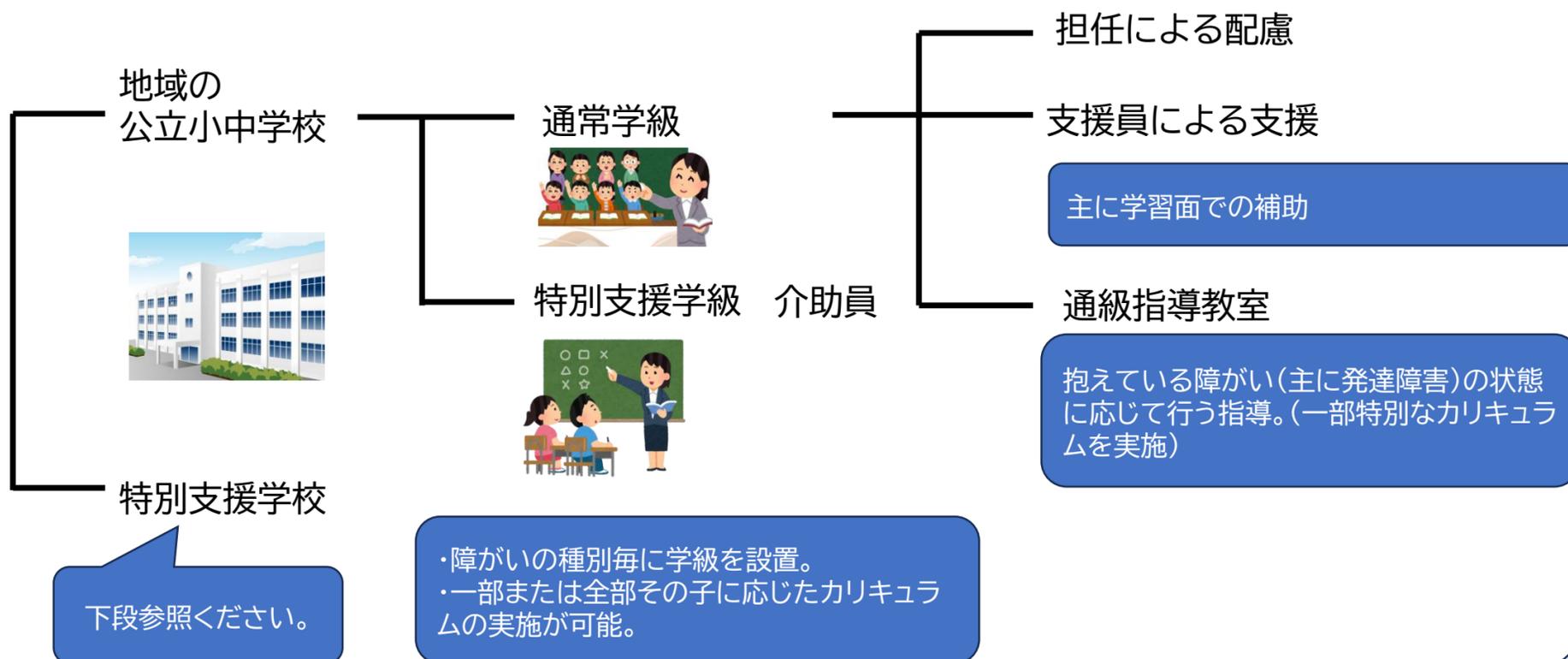
・一部の認定こども園や保育所、幼稚園において、児童の状況に応じて主治医との連携のもと、看護師が医療的ケア(導尿・吸引・経管栄養など)を実施します。

- ・1人～3人に一人幼児に対して**加配教員・支援員**が配置されることがあります。
- ・前年度10月頃に各園に保護者が申請し、判定員の判断を経て、2月頃に配置されるかが決まります。

学校(公立小・中学校)について

一部の市立小・中学校において、お子さんの状況に応じて主治医との連携のもと、看護師が医療的ケアを実施します。

小中学校での支援について



相談先 教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課
月～金曜 午前9時～午後5時 ☎0797-38-2144



特別支援学校(小・中・高等部)について

特別支援学校は、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。お子様の状況に合わせて、施設・設備・教材等が整えられています。

分類	学校名	住所	連絡先
知的障がい	兵庫県立芦屋特別支援学校	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
肢体不自由	兵庫県立神戸特別支援学校	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
視覚障がい	兵庫県立視覚特別支援学校	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291
聴覚障がい	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301

事例



Aさん 18歳男性 二分脊椎・導尿 身体障害者手帳2級
家族構成 父、母、Aさん
出生時に脊髄髄膜瘤手術し、「下肢障がい」と診断

入院中



・退院前後の生活について医療的ケア児等コーディネーターに連絡➡P3

・退院前に訪問看護・訪問リハビリの相談➡P3

・小児慢性特定疾患医療助成・乳幼児・こども医療・日常生活用具、補装具の申請➡P2

・訪問看護、訪問薬局等の利用➡P3

退院後の在宅生活



・障がい者手帳の申請➡P2

・児童発達支援事業(親子通園)を利用➡P3

・認定こども園(保育所部)入園希望のため、ほいく課入所係に相談➡P4
(早くから相談することで体制が整備されやすい)

認定こども園 (保育所部・幼稚園部)生活



・認定こども園申込については、10月に入所の申込と申請書の提出
・入園審査後、認定こども園に入園決定
・医療的ケアをするスペースや認定こども園生活の相談を園で行う➡P4
・必要に応じて身体の成長に合わせた日常生活用具や補装具等について、認定こども園や医師、理学療法士に相談➡P5

小学校 入学



・おおよそ入学2年前に就学相談を行う➡P5

・学童保育の利用申請(青少年育成課) ☎0797-38-2110

・看護師配置のある放課後等デイサービスの利用➡P3

中学・高校 へ進学



・公立中学へ進学。事前に小学校から中学校への状況引き継ぎや学校見学、学校面談を行う➡P5
・公立高校へ進学。進学にあたり、兵庫県医療的ケア児支援センター相談窓口 ☎ 0790-44-2886 (月～金曜:午前9時～午後5時)にも相談
※私立高校の場合は、直接学校に相談

18歳以降

・小児科から成人の受診先へ移行。移行にあたっては、主治医や訪問看護師、計画相談員、医療的ケア児等コーディネーターに相談

事例



Bさん 13歳女性 人工呼吸器使用 身体障害者手帳1級・療育手帳A判定
 家族構成:父、母、兄、Bさん
 先天性心臓疾患(心室中隔欠損症)・気管切開(生後6か月)、胃ろう(7か月)

【未定稿】

時期	準備したこと	関わった人	ポイント
退院前	・室内環境整備や今後のスケジュール等の確認	病院、ご家族、(市)保健師、医療的ケア児等コーディネーター	緊急時の確認
	・医療器具、往診、訪問看護、訪問リハビリの依頼準備	医師、看護師(病院)、訪問看護、医療器具レンタル業者、医療的ケア児等コーディネーター	事業者と契約 ※予備バッテリーも検討
	・医療助成、小児慢性特定疾患医療費助成、日常生活用具等の申請	ご家族、芦屋健康福祉事務所、芦屋市役所	
	・介護タクシーの利用で院外から外泊	ご家族、介護タクシー事業者	
退院後	・障がい者手帳の申請	ご家族、主治医、芦屋市役所	
	・福祉サービスの申請 「(重心型)児童発達支援事業、短期入所等」	ご家族、計画相談員、事業所	専門療育
	・災害時対応マニュアルの作成	ご家族、近隣住民、芦屋健康福祉事務所、訪問看護、ヘルパー、保健師、医療的ケア児等コーディネーター等	兵庫県医ケア児災害と検索
	・緊急時の入院等の準備		
就学前	・幼稚園入所希望 (登園の道や園の解放日等で園の状況を知る)	ご家族、特別支援教育センター、地域の幼稚園関係者、市役所、看護師(訪問看護師と幼稚園の看護師)	2年前に相談
	・学校側が良ければ、地域小学校の見学、進路先の選択のために就学相談 ・通学路の確認 ・医療的ケアの時間、場所、机、椅子などの調整	ご家族、学校他	医療的ケアの支援内容と場所、教室の確認等を行います
学齢期	・小学校入学 ・(重心型)放課後等デイサービスを利用	ご本人、ご家族、計画相談員、事業所	事前見学
	・小学校と中学校の引継ぎ ・中学校入学	ご家族、学校	学校でのケア内容を引き継ぐ

相談先一覧

相談窓口	内容	対象	連絡先
こども家庭・保健センター (子育てセンター)	乳幼児期の子育て全般について	乳幼児	TEL:31-8006 FAX:31-8006
こども家庭・保健センター (母子保健係)	妊娠・出産・0歳～就学前までの育児 や食事等、健康の相談について	就学前 まで	TEL:31-1586 FAX:31-1018
芦屋特別支援教育センター	特別支援教育に関する教育相談等について	こども 全般	特別支援教育センター TEL:31-0654 保健安全・特別支援教育課 TEL:38-2144
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	小児慢性特定疾病・難病に関する手 続きについて	こども 全般	TEL:32-0707 FAX:38-1340
芦屋市役所 障がい福祉課	障がい種別に関わらず、援護・育成・ 更生についての相談・助言を行い、必 要に応じて関係機関を紹介します。	こども 全般	TEL:38-2043 FAX:38-2160
芦屋市役所 こども政策課	18歳未満の子供に関する障がい児通 所支援サービスについて相談助言を 行い、必要に応じて関係機関を紹介し ます。	こども 全般	TEL:38-2045 FAX:38-2190
芦屋市障がい者相談支援事業	障がい福祉サービス利用に必要な手 続きや計画相談事業所を紹介します。	こども 全般	TEL:31-0692 FAX:32-7529
医療的ケア児等コーディネーター (芦屋市社会福祉協議会)	医療的ケア児等のご家族等から、日 常生活・病院・教育・保育などのサー ビスについて	こども 全般	TEL:32-7530 FAX:32-7529

芦屋市子育てサポートブック「わくわく子育て」

このサポートブックは、妊娠中の方や就学前の子どもがいる保護者の方に、芦屋市の最新の子育て支援サービスをわかりやすくご紹介するため毎年発行しています。



あしやねっと♪



あしやねっと♪は、芦屋市に住む障がいのある人とそのご家族、支援や地域で生活している方々への情報発信を目的としたポータルサイトです。

らいふ&すまいる ～えがお つなぐ あしやライフプラン～

障がいのある人の「現在地」がわかるライフステージのフロー図や事例、相談先がわかるツールです。二次元コードから画像や動画も見れます。



医療的ケアが必要なお子さんのための支援ガイドブック

発行: 芦屋市医療的ケア児等コーディネーター(芦屋市社会福祉協議会)
〒659-0051 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター ☎0797-32-7530
発行: 令和7年〇月

二次元
コード

支援ガイドブックの
ダウンロードはこちら